

平成25年9月6日

各位

会社名 株式会社シスウェーブホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 宮嶋 淳  
(JASDAQコード: 6636)  
問合せ先 管理部長 田口 伸之介  
電話 044-738-2470

## 株式の分割、単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、株式の分割、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式の分割について

##### (1) 株式分割の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」（平成19年11月27日付）の趣旨に鑑み、当社株式を上場している証券市場の利便性や流動性の向上に資するため、当社普通株式1株につき10株の割合をもって分割するとともに、当社の普通株式に係る単元株式数を現行の10株から100株に変更いたします。なお、この株式分割及び単元株式数の変更に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

##### (2) 分割により増加する株式数

分割前の発行済株式の総数	1, 037, 241株
分割により増加する株式数	9, 335, 169株
分割後の発行済株式の総数	10, 372, 410株
分割後の発行可能株式の総数	12, 000, 000株

※（注）上記数値は、平成25年8月20日時点の発行済株式総数に基づくものです。

##### (3) 分割の方法

平成25年9月30日（月曜日）最終の株主名簿に記載または記録された株主の有する株式数を1株につき10株の割合をもって分割します。

##### (4) 分割の日程

基準日公告日	平成25年9月13日（金曜日）
分割の基準日	平成25年9月30日（月曜日）

分割の効力発生日 平成25年10月1日（火曜日）

## 2. 単元株式数の変更について

### (1) 変更の内容

上記「1. 株式の分割について」に記載した株式分割の効力発生を条件として、単元株式数を現行の10株から100株に変更いたします。

### (2) 変更予定日

効力発生日 平成25年10月1日（火曜日）

（参考）平成25年9月26日（木曜日）をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位は10株から100株に変更されます。

## 3. 定款の一部変更

### (1) 定款変更の理由

上記の株式分割及び単元株式数の変更に伴い、会社法第184条第2項および第191条の規定に基づき、平成25年10月1日（火曜日）付をもって、当社定款の一部を以下のとおり変更いたします。

- ① 株式分割の割合を勘案し、当社の発行株式総数を増加させるため、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更いたします。
- ② 株式分割と同時に単元株式数を変更し、単元株式数を100株とするため、現行定款第7条（単元株式数）を変更いたします。

### (2) 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

（下線は変更部分）

現行定款	変更後定款
（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>120万株</u> とする。	（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,200万株</u> とする。
（単元株式数） 第7条 当社の単元株式数は <u>10株</u> とする。	（単元株式数） 第7条 当社の単元株式数は <u>100株</u> とする。

以上